現場の責任者：

現場代理人と主任技術者又は、監理技術者から成り立つ。

現場の代理人：

発注者と受注者（建築・土木会社）の間で工事請負契約を結ぶのですが、 受注者側の契約者は、社長(事業主）が契約者であり又、その契約者が、契約の履行をする。実際は建築会社の社長が契約の履行つまり施工・工事を行わず、会社社長の代わりに工事一切を施工をする者（現場の代理人、社長(事業主）の代理人)が工事する。

常駐：常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

主任技術者：

工事の施工上の技術上の管理をつかさどる者であり、建設業法第26条等で義務づけられています。

直接具体的な工事に密接に関与して細かな指示を与える。（作業時には現場にいる必要がある）

公共工事では、工事一件の請負代金の額が2,500万円以上（土木工事）や入札公告で専任を求めている場合は、工事現場ごとに専任の者でなければならないとされています。主任技術者に求められる「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務に従事することで、原則として工事現場に常駐することが求められますが、発注者との協議等のために工事現場から離れることは認められています。

現場代理人と同様に請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係である必要があります。「恒常的な雇用関係」とは、入札の申込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいいます。

監理技術者：

総額が3,000万円を超える場合は、本来は監理技術者としての技術者配置が必要となりますが、監理技術者は他の工事との重複は認められない。